

議案第1号

訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり、損害賠償請求の訴えを提起したいので、議会の議決を求める。

令和2年10月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 当事者

原告 泉南市

被告 ○○ ○○（泉南市外）

2 請求の要旨

被告は、原告に対し、不法行為による損害賠償として、金5,324万3,577円及びこれに対する、令和元年8

月8日から支払済まで、年5分の割合による金員を支払え。

3 請求の理由

被告は、原告職員であった平成17年から令和元年にかけて、し尿くみとり券の売上代金を度々着服横領するなどし、原告に対して同着服金相当額の損害を与えた。これにより、原告のくみとり券処理業務において、令和元年度までに請求の要旨記載額の赤字が発生していることから、被告に対し、損害賠償請求として、同額の支払を求めるものである。